

■ 冊子詳細

税理士 金井 恵美子 / 編著

令和3年6月10日発売

定価 880 円 (本体 800 円 + 税) B5 判 2 色刷り 74 頁

※こちらの冊子は書店ではお求めいただけません

いよいよ令和3年10月より登録申請スタート！ 顧問先様への配布用にも好評の2色刷り冊子です。

インボイス制度の仕組み・概要をわかりやすく解説しています。

仕入税額控除の要件や税額計算の方法はもちろん、実務上の気になるポイントはQ & Aで掲載!さらに、令和3年2月の消費税経理通達の改正を基にした経理処理や、令和3年度税制改正による電子帳簿保存制度の見直しも。

消費税 インボイス制度

適格請求書等保存方式の準備と
よくある実務Q & A

税理士 金井恵美子

令和3年10月
登録申請スタート！

目次

I 仕入税額控除の方式

- 1. 仕入税額控除の役割 7
- 2. 仕入税額控除の方式の変遷 7
 - (1)帳簿方式から請求書等保存方式へ 7
 - (2)経過措置としての区分記載請求書等保存方式 8
 - (3)令和5年10月1日以後は適格請求書等保存方式 8

II 区分記載請求書等保存方式における仕入税額控除の要件

(令和5年9月30日まで)

- 1. 原則 9
- 2. 金又は白金の地金の課税仕入れに係る特例 9
- 3. 災害等の被災者の特例 10
- 4. 特定課税仕入れに係る特例 10
- 5. 3万円未満の課税仕入れに係る特例 10
- 6. 3万円以上の課税仕入れに係る特例 10
 - (1)やむを得ない理由 11
 - (2)課税仕入れの相手方の住所又は所在地 11
- 7. 簡易課税制度を適用する場合 11
- 8. 免税事業者からの課税仕入れ 12
- 【区分記載請求書等保存方式における仕入税額控除の要件フローチャート】 12

III 区分記載請求書等保存方式における帳簿及び請求書等の記載事項

(令和5年9月30日まで)

- 1. 帳簿の記載事項 13
 - (1)国内において行った課税仕入れ 13
 - (2)保税地域からの課税貨物の引取り 13
- 2. 保存すべき請求書等 13
- 3. 請求書等の記載事項 13
 - (1)売手から交付を受ける請求書等 13
 - (2)買手が作成する仕入明細書、仕入計算書等 15
 - (3)保税地域からの課税貨物の引取りに係る輸入許可書 15
- 4. 売上税額の計算 16
 - (1)税率ごとの割戻し計算（原則） 16
 - (2)税率ごとの積上げ計算（特例） 16
 - (3)軽減税率導入に伴う経過措置 16

5. 仕入税額の計算	16
(1)税率ごとの割戻し計算（原則）	16
(2)税率ごとの積上げ計算（特例）	17
(3)課税貨物に係る税額	17
(4)軽減税率導入に伴う経過措置	17
6. 税額計算の特例の適用の組み合わせ	18

IV 適格請求書等保存方式の概要

1. 事業者登録が基礎	19
2. 「納税の義務」と「控除の権利」	19
3. インボイス制度導入に当たっての事前準備	20
(1)売手の立場としての事前準備	20
(2)買手の立場としての事前準備	21

V 適格請求書発行事業者登録制度

1. 適格請求書発行事業者の登録の要件	22
2. 登録番号の構成	22
3. 登録の申請と通知	22
4. e-Tax による申請	23
5. 登録の効力	24
6. 電気通信利用役務の提供に係る登録国外事業者	24
7. 登録申請の時期	24
(1)申請の受付開始	24
(2)令和5年10月1日に登録を受けようとする場合	24
(3)新設法人等の登録時期の特例	25
8. 免税事業者の登録	26
(1)令和5年10月1日の属する課税期間に登録する場合	26
(2) (1) の翌課税期間以後に登録する場合	26
9. 簡易課税制度選択届出書の提出時期の特例	26
10. 免税事業者となるための登録の取りやめ	27
11. 事業を廃止した場合	27
12. 登録の取消し	28
13. 適格請求書発行事業者の公表	28

VI 適格請求書発行事業者による適格請求書等の交付

1. 交付と保存の義務	29
2. 適格請求書の交付義務が免除されるもの	29
3. 控えの保存期間	30

4. 適格請求書	30
(1)屋号による表記	30
(2)消費税額等の計算単位	30
(3)軽減税率の適用対象である場合	31
5. 適格簡易請求書	31
6. 適格返還請求書	31
7. 適格請求書類等書類等の交付の禁止	32
(1)禁止行為	32
(2)罰則	32
8. Q&A	33
(1)適格請求書等の交付義務の免除	33
Q 適格請求書等の交付義務が免除されることはありますか。	
(2)小売業者が交付する適格請求書等	34
Q 顧客の大半は消費者ですが、適格請求書発行事業者となった場合には、すべての売上げについて、適格請求書を交付する必要がありますか。	
(3)適格請求書の様式	34
Q 適格請求書の様式は定められていますか。	
(4)適格請求書に記載する消費税額等	35
Q 適格請求書に記載する消費税額等は、どのように計算するのですか。	
(5)適格請求書に記載する消費税額等の端数処理	36
Q 適格請求書に記載する消費税額等の端数処理は、どうなりますか。	
(6)複数の書面による交付	36
Q 適格請求書の記載事項は、一枚の請求書等に記載していなければなりませんか。	
(7)納品書における端数処理	37
Q 日々の取引に際して交付する納品書と月まとめの請求書とを組合せて適格請求書の記載事項を満たす場合、納品書において消費税額等の端数処理を行うことはできますか。	
(8)データと書面による交付	38
Q データと書面を併用した場合にも、適格請求書を交付したことになりますか。	
(9)適格請求書と適格返還請求書を一の書類で交付する場合	38
Q 毎月一度、その月中の取引を取りまとめて請求しています。これを適格請求書と適格返還請求書とを兼ねたものとすることはできますか。	
(10)適格請求書等の記載事項に誤りがあった場合	39
Q 記載事項に誤りがある適格請求書等を交付した場合、罰則の対象になるのですか。	
(11)農協特例	40
Q 農協特例によれば、農家は、適格請求書発行事業者となるために課税事業者を選択する必要はないのですか。	
(12)媒介者交付特例	41
Q 商品の委託販売（農協特例の対象とならないもの）を行う場合、適格請求書の交付はどうなりますか。	
(13)共有資産の譲渡等	42
Q 適格請求書発行事業者が適格請求書発行事業者以外の者と共有している資産を譲渡した場合、適格請求書を発行することができますか。	
(14)任意組合等の適格請求書等の交付	43
Q 任意組合は、適格請求書発行事業者となることができますか。	
(15)適格請求書等の写しの保存	43
Q 適格請求書発行事業者が保存すべき適格請求書等の写しとは、交付した書類のコピーですか。	

- (16)電子インボイスを提供した場合の保存……………44
 Q 電子インボイスを提供した場合、その控えの保存はどのように行うのですか。
- (17)書面で交付した適格請求書等のデータの保存……………44
 Q 書面で交付した適格請求書の写しとして、業務システムで作成したデータを保存することは認められますか。

Ⅶ 適格請求書等保存方式における仕入税額控除の要件

- 1. 仕入税額控除の要件……………45**
- 2. 帳簿の記載事項……………45**
 (1)国内において行った課税仕入れ……………45
 (2)保税地域からの課税貨物の引取り……………46
- 3. 保存すべき請求書等……………46**
- 4. 適格請求書等の保存を要しない取引……………47**
 (1)適格請求書等の保存を要しない取引……………47
 (2)適格請求書等の保存を要しない場合の帳簿の記載事項……………48
- 5. 帳簿及び請求書等の保存期間……………48**
- 6. 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置……………49**
- 7. Q&A……………50**
 (1)立替払いの場合の適格請求書等の保存……………50
 Q 他の事業者と共同で事務所を賃借しています。適格請求書等の保存は、どうすればいいですか。
- (2)口座振替又は口座振込による場合の適格請求書等の保存……………51
 Q 家賃を口座振替により支払っています。毎月の支払の都度、適格請求書等の交付を受けなければなりませんか。
- (3)適格請求書等の保存を要しない公共交通機関特例……………52
 Q 3万円未満の公共交通機関を利用した場合の公共交通機関特例は、切符をまとめて購入した場合でも、切符1枚ごとに判断しますか。
- (4)適格請求書等の保存を要しない出張旅費……………53
 Q 従業員等に支給する出張旅費等で、適格請求書等の保存がなくても仕入税額控除を適用することができる範囲は、所得税において給与所得の非課税となる部分に限られるのでしょうか。
- (5)電子インボイスの交付を受けた場合の保存方法……………53
 Q 取引先から、電子インボイスの交付を受けた場合、どのような方法で保存すればよいですか。
- (6)EDIによる請求レス取引……………54
 Q 相手方の確認を受けた上で、書面の支払通知書と取引明細のデータを合わせて保存することで、仕入税額控除の要件である仕入明細書の保存があることとなりますか。
- (7)仕入明細書の相手方への確認方法……………55
 Q 仕入明細書の保存により仕入税額控除を行うための相手方への確認は、どのように行うのですか。

Ⅷ 適格請求書等保存方式における税額計算の方法

- 1. 売上税額の計算方法……………56**
- 2. 仕入税額の計算方法……………57**
 (1)課税仕入れ等の税額……………57
 (2)課税貨物に係る税額……………58

3. Q&A	59
(1)計算方法の組み合わせ	59
Q 売上税額の計算と仕入税額の計算について、選択可能な組み合わせを教えてください。	
(2)売上税額の一部を割戻し計算とした場合	59
Q 売上税額の一部を割戻し計算とした場合、仕入税額に積上げ計算を適用することができますか。	

IX 経理処理

1. 課税事業者の経理方式	60
2. 免税事業者の経理方式	60
3. 税抜経理方式	60
(1)原則	60
(2)令和5年10月1日から令和8年9月30日までの経過措置	63
(3)令和8年10月1日から令和11年9月30日までの経過措置	63

X 電子帳簿保存制度の見直し

1. 現行制度	65
(1)国税関係帳簿書類の電子保存制度	65
(2)スキャナ保存制度	66
(3)電子取引の取引情報保存制度	68
2. 令和3年度税制改正による見直し	68
(1)国税関係帳簿書類の電子保存制度の改正	69
(2)スキャナ保存制度の改正	69
(3)電子取引の取引情報保存制度の改正	70

XI 総額表示義務

1. 総額表示の義務化	71
2. 特例措置の終了	71
3. 総額表示義務の対象	72
(1)消費者に対してあらかじめ価格を表示する場合	72
(2)事業者間取引である場合	73
4. 具体的な表示方法と景品表示法	74

I 仕入税額控除の方式

仕入税額控除の要件は、これまで何度か見直されてきましたが、軽減税率の導入に伴い、インボイス制度への変更という抜本的な改革となりました（令和5年10月1日実施予定）。

1. 仕入税額控除の役割

消費税は最終消費に負担を求めるものですが、消費者に対する取引だけに限らず、事業者が行うすべての資産の譲渡等を課税の対象としています。そのため、事業者は、商品の流通において取引のたびに課税された税が累積しないように、前段階の税額を控除して納付すべき税額を計算します。

$$\text{納付すべき消費税額} = \text{課税売上げに係る消費税額} - \underbrace{\text{課税仕入れ等に係る消費税額}}_{\text{仕入税額控除}}$$

消費税は、申告納税手続きを行う事業者を通して、実質的に消費者が税を負担することが予定されている間接税です。最終消費に対する課税を実現するためには、仕入税額控除による税の累積の排除が確実に行われなければなりません。

したがって、仕入税額控除は、他の税においてみられるような一定の納税者に対する優遇や特典として存在する税額控除とは、その位置づけが異なります。売上げに係る消費税額と仕入れに係る消費税額とは、車の両輪の関係にあり、そのいずれもが正しく把握されてこそ、納付すべき税額の適正な算定が可能となります。

諸外国の付加価値税においては、インボイスをもとに納税額を計算するインボイス制度が広く採用されています。

インボイスとは、消費税の適用税率や税額の記載を義務付けた送り状であり、取引において事業者がどれだけの付加価値税を受け渡したかを正確に把握する手段となります。

これに対し、現在の日本の消費税は、請求書等の保存を要件に、帳簿等の記載に基づき、課税仕入れの総額に税率を適用して得られた金額を控除額の計算の基礎とする請求書等保存方式です。

2. 仕入税額控除の方式の変遷

(1) 帳簿方式から請求書等保存方式へ

平成元年4月1日に始まった消費税は、自らが仕入れの事実を記帳した帳簿の保存を仕入税額控除の要件とする帳簿方式でした。しかし、「自己記録」を控除